

## 契約条件 (米国およびユタ州法ならびに日本国内法に準拠)

- 義務および言明** ニューエイジワールドワイドインクの独立プロダクトコンサルタント(以下IPC)として、私は以下の事項を了解します。
  - 私は自らが在住所する国が定めた成人年齢に達しています。
  - 私は本契約条件に従ってニューエイジワールドワイドインクの製品およびサービスを販売する権利を有します。
  - 私はニューエイジワールドワイドインクの販売組織を構築する権利を有します。
  - 私は自分のダウンライン、あるいはIPCへのトレーニングと動機付けを行います。
  - 私は日本国内の法律、各自治体の条例、規則ならびに規定すべてを遵守し、日本国内の法律、各自治体の条例、規則ならびに規定により要求されるあらゆる報告を行い、あらゆる源泉課税またはそのほかの控除を減じて納税します。
  - 私はIPCとしての義務を、正直かつ誠実に実行します。
  - 私はニューエイジワールドワイドインクがその製品やサービスの販売のために用意している販売契約書および注文書のみを使用し、それらの契約や注文の記入作成および処理に対してニューエイジワールドワイドインクが定めているあらゆる方針および手順に従います。
  - 私はニューエイジ製品を購入した場合に、その購入市場における消費税が課せられることに同意します。
- ニューエイジ製品・サービスの紹介** 私はニューエイジ報酬プログラム(ニューエイジ製品やサービスを、ニューエイジワールドワイドインクの公式の印刷物で説明されているとおり)を紹介することに同意します。
- 独立した契約者** 私はIPCとして、自らが独立した契約者であり、ニューエイジワールドワイドインクの従業員、代理店、共同経営者、法律で定められた代理人、またはフランチャイズではないことに同意します。私はニューエイジワールドワイドインクを代表して、あるいはその名義で、債務、費用、義務を引き受けたり、当座預金口座を開設したりする権限を持たず、そのような行為を行います。私はこれららの契約条件、ニューエイジワールドワイドインク報酬プログラム(以下「ポリシーマニュアル」といふ)および適時公布されるその他の規約や手順を遵守して、自らのニューエイジビジネスの運営方法および手段を管理します。最新の規約および手順はニューエイジ公式サイトに掲載されます。私は旅費、交通費、食費、宿泊費、セクレタリアルサービス料、事務費、長距離通話料およびそのほかの費用を含む、私自身に起因するあらゆる費用に対して、一切の支払い義務を全面的に負うことに同意します。私は税務上、ニューエイジワールドワイドインクの従業員としての扱いを支払うことを義務とします。ニューエイジワールドワイドインクは、法的に要求された場合を除き、私のボーナスおよびコミッションがあった際に、そこからいかなる税も源泉徴収または控除する責任を持たず、またそのように行うものではないことを承認しています。私は消費税の徴収に関してニューエイジワールドワイドインクとすべての課税当局との間で交わされている合意、ならびに関連するすべての法律および手順に従う義務を負うことに同意します。
- ニューエイジポリシー** 私は、これらの契約条件に組み入れられておりその一部とされている、ポリシーマニュアルを入念に読んでおり、それらに従うことに同意します。私はニューエイジワールドワイドインクからボーナスまたはコミッションを受ける資格を得るためには、登録料(準IPCは不要)を納入して、本契約にある条件のいずれに対しても違反があつてはならないことを了解します。私はこれららの契約条件、ポリシーマニュアルおよび適時公布されるその他の規約や手順は、IPCの利益に適合するとき、または契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合、ニューエイジワールドワイドインクの裁量によって変更できるものであることを了解し、そのような変更がすべて自分自身に適用されるものとなることに同意します。変更の通知は、效力発生日の1か月前までにニューエイジワールドワイドインクの公式な資料および同社の公式サイトにて発表されます。変更後の規約の効力発生日以降にニューエイジビジネスを継続することまたはボーナスやコミッションの受け取りをすることは、私がいかなる変更を受け入れたことを意味するものとしません。
- 契約期間・解約** 本契約、および以後行なわれる更新は、その期間をすべて一年とします。一年が経過することに、いずれの当事者も本契約の更新・非更新を選択することができます。本契約が更新されない場合、または何らかの理由によってキャンセルまたは解約となる場合、私はIPCとしてのすべての権利を恒久的に失い、以前のダウンラインの活動からのコミッション、ボーナス、またはそのほかの報酬を受け取る権利を持たないことを了解します。キャンセル、解約、または非更新の場合、私は自分の以前のダウンライン、およびこのダウンラインの販売やそのほかの活動を通じて生じる一切の報酬に対する所有権等、自らが持つすべての権利を放棄することに同意します。私は、契約更新日現在で定期購入プログラムに参加している限り(ただし、ニューエイジワールドワイドインクが契約更新をしない決定を恒久的に失い、または私が契約違反をしていない限り)、自動的に私の契約が一年間更新されることを理解しています。私は、私の契約更新日現在で定期購入プログラムに参加していない場合には、ニューエイジワールドワイドインクとの一年契約の更新のためには製品を購入して更新するか、更新料を支払わなければならないことを理解しています。私は、ニューエイジワールドワイドインクが更新日の少なくとも30日前に契約更新通知を書面でなし、更新料の値上げがある場合は、少なくとも30日前に書面で通知することを承認しています。
- 譲渡等** 私は事前にニューエイジワールドワイドインクから書面による同意を得ることなしに、本契約のもとの権利を譲渡したり、自らの義務を代行させたりする権利を有しません。私がニューエイジワールドワイドインクからの書面による明確な同意なしに本契約を譲渡しようとした場合、ニューエイジワールドワイドインクは本契約を随意に無効とすることができ、ボーナスおよびコミッションは終了となることに同意しています。

## 反社会的勢力の排除に関する同意条項

**第1条** ニューエイジ独立プロダクトコンサルタント(IPC)申請者および準申請者としての私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団等」といふ。)に該当しないこと、および次の各項目のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

**第2条** 私または準申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各項の一にても該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 暴力的な要求行為

- 契約違反** 私は自分が本契約の条項に従わない場合、ニューエイジワールドワイドインクがその裁量によって、ポリシーマニュアルにおいて述べられているように私に懲戒処分を科すことに同意します。終了時に私が本契約に違反している場合、私は以後ボーナスまたはコミッションを、それらのボーナスまたはコミッションの対象である販売が完了しているかどうかにかかわらず、受け取る権利を持たないものとします。私が製品またはサービスについて支払期日までに支払いを行わない場合、または何らかの理由でニューエイジワールドワイドインクに対して負債のある場合、私はニューエイジワールドワイドインクに、適切な額を私のボーナスまたはコミッションから差し引いて保持することを認めます。
- 賠償責任と補償の制限** ニューエイジワールドワイドインク、その取締役、役員、株主、従業員、譲受人、および関連会社は、間接的または直接的に懲戒的損害賠償の責任を負わないものとします。ニューエイジワールドワイドインクに本契約の不履行があった場合、私が請求することのできる損害賠償金額は、私がニューエイジワールドワイドインクから個人的に購入し手元に残っている、販売されていない在庫品の額を上限とします。私はニューエイジワールドワイドインクおよびその関連会社を、私のニューエイジビジネスの販売促進活動や業務およびそれに関連する私の活動(たとえ販売、ニューエイジ製品または報酬プログラムのプレゼンテーション、自動車の運転、ミーティングまたはトレーニング施設の賃借など)から生じる、またはそれらに関連する一切の債務に対する法的責任から免除することに同意します。
- 完全合意** ニューエイジワールドワイドインクと私自身との契約は、本契約とポリシーマニュアルの現行のもの、およびニューエイジワールドワイドインクの裁量によって改正されたものを含む、そのすべてとします。本契約において明確に述べられていないいかなる約束、提示、申し出、またはそのほかの通信も、拘束力または効力を持ちません。本契約とポリシーマニュアル(現行のものまたは後に変更されたもの)の間に矛盾または不一致がある場合は、ポリシーマニュアルに準拠するものとします。
- 契約の不履行と可能性** 本契約の不履行に対してニューエイジワールドワイドインクが権利を放棄する際は、すべて書面で行なわれ、権限を持ったニューエイジワールドワイドインクの役員の署名がなければなりません。ニューエイジ製品または報酬プログラムに対してニューエイジワールドワイドインクが権利を放棄した場合、それによって以後の不履行に対する権利が放棄されたり、そのように解釈されたことはありません。本契約のいずれかの条項が無効または施行不可能なものとなった場合、そのような条項はそれらを施行可能なものとするために必要な範囲内においてのみ変更され、本契約の残りの箇所の拘束力および効力には一切影響はありません。
- 存続条項** 本契約セクション8.9,10,12,13および「個人情報収集・保有・利用・預託・提供に関する同意条項」は本契約終了後も有効です。これは、競争と勧誘に対する約款とニューエイジワールドワイドインクの企業秘密・機密情報、およびその他の知的財産を保護するという契約がポリシーマニュアルによって明確に規定されている重要事項と同じです。
- 紛争の解決** 仲裁に関する紛争はすべて、米国連邦仲裁裁判条件(Federal Arbitration Act)に準拠するものとします。仲裁に関連しない紛争については、私が在住所する日本国がこの処理に同国の法律を適用するよう明確に定めている場合(その場合は日本国法に準拠するものとします)を除き、法の抵触の原則を考慮することなく、ユタ州法が適用され、それによって解釈されます。本契約に関連する論争および請求はすべて、ユタ州ミッドベール、またはニューエイジワールドワイドインクが指示するそのほかの場所において拘束力を持つ仲裁裁判所を通じて解決することもできます。申請者は陪審または裁判官が直接判決を下す裁判所に対しすべての権利を放棄します。仲裁の法的手続きおよび開示は、米国連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)に準拠し(ただし上訴する権利はありません)、米国連邦証拠規則(Federal Rules of Evidence)が適用されます。IPCがニューエイジワールドワイドインクに対して請求または反訴を申し立てる場合は、そのIPCが個人で行うものとし、他のIPCと共に、または共同訴訟の一部として行うことはできません。仲裁人の決定は最終的なものであって当事者に対して拘束力を持ち、必要であれば、審判権を有する裁判所における判決として下されることができるともします。勝訴側は取調書、弁護料や訴訟料を含めて、仲裁裁判の費用を受け取る権利を有します。この仲裁に関する合意は、本契約がいかなる形で終了した後も継続するものとします。この仲裁条項にもかかわらず、このいずれも、仲裁またはそのほかの法的手続きの申請、申請中、申請後、もしくはいずれかの仲裁またはそのほかの法的手続きに関する判決または裁定が下されるまでの間、ニューエイジワールドワイドインクが裁判管轄権を持つ裁判所に対して、差し押さえ命令、一時的差し止め命令、予備的差し止め命令、終局差し止め命令、あるいは、ニューエイジワールドワイドインクがその利権を保護するために利用することができるそのほかの訴訟上の救済を申請したり、それらを取得したりするのを妨げることはありません。
- 準拠地** 当事者は、ユタ州ソルトレーク郡にあるいかなる連邦裁判所、またはユタ州にある州立仲裁裁判所においても、衡平法上有効な訴訟上の救済の要求、または仲裁人による裁定の施行、あるいは仲裁裁判に左右されない事項に関して、独占的な裁判管轄権および裁判地に同意します。申請者が在住所する日本国の法律が、仲裁および訴訟に関して合意による裁判管轄権および裁判地を禁じている場合は、裁判管轄権および裁判地に関連する事項においては日本国の法律に準拠するものとします。
- 名前と画像の使用** 私はニューエイジワールドワイドインクが私の名前、写真、個人のストーリー、および肖像を、広告または販売促進用資料において使用することを認め、そのような使用に対する報酬の請求権をすべて放棄します。
- 契約書正副本** ファックスで送付された本契約の写しは原本とみなされます。ファックスによってニューエイジワールドワイドインクに提出された写しで、文書の表と裏が含まれていないものは無効です。

## 個人情報の収集・保有・利用・預託・提供に関する同意条項

**第1条** (個人情報の収集・保有・利用)(1)ニューエイジ独立プロダクトコンサルタント(IPC)申請者および準申請者としての私(以下甲といふ)は、本契約に係る以下の情報(以下個人情報といふ)をニューエイジワールドワイドインク(親会社ニューエイジインクとそのグループ各社を含む)(以下乙といふ)が収集・保有することに同意をします。①属性情報:本契約書(申請書および同意書を含む。以下同じ)に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、配達先住所、パーソナルスポンサーとプレジデントスポンサーに関する情報。②契約情報:契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座、クレジットカード番号等、本契約の内容に関する情報。③取引情報:本契約に関する取引の現在の状況および履歴に関する情報ならびにコミッションに関する情報。(2)甲は、乙が個人情報や製品の発送、関連するアフターサービス、新製品・サービスに関する情報のお知らせ、表紙、教育・訓練、コンプライアンス(法令遵守)の接触のために利用することに同意します。(3)甲は、乙の判断によりニューエイジポリシー違反調査対象者になった場合、乙が甲の個人情報を違反調査に利用することに同意します。

**第2条** (個人情報の預託)甲は、乙がその事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合、乙が当該第三者に合理的かつ必要限度で個人情報を預託することに同意します。

**第3条** (個人情報の第三者の提供)(1)甲は、乙が甲の上位スポンサーが自分の組織の独立プロダクトコンサルタント(IPC)に対してビジネス活動に関するサポートを円滑に行えるように、また甲の組織が甲のビジネス活動に関するサポートを受けられ

るように、甲の個人情報を上位スポンサーおよび、下位3世代、および3レベルまでの組織に対して提供することに同意します。(2)乙が甲の上位スポンサーに提供する個人情報には氏名、会員番号、登録日、タイトル、スポンサー名、初回注文の有無、定期購入プログラムの情報、自動引落し開始月、コミッション対象ポリシー、個人、購入履歴、組織の有無、タイトル注文結果、非活動IPC、解約とし、下位3世代、および3レベルまでの組織に提供する個人情報には氏名、会員番号とします。(3)甲の上位1世代のみ前項の個人情報に加えて住所、電話番号、メールアドレスを提供することに同意します。

**第4条** (個人情報の開示・訂正・削除)(1)甲は、乙に登録されている自己に関する個人情報で客観的事実に関するものを、開示するよう要請できるものとします。開示を求めると同時に本条第6条のお問合せ窓口につながるうえ、乙が所定の方法により開示請求するものとします。(2)前項の開示請求により万一登録内容が正確ではないと誤りでは誤りであることが明らかとなった場合、乙はすまやかに訂正または削除に応じるものとします。(3)独立プロダクトコンサルタント(IPC)申請書類の返却はしないものとします。

**第5条** (個人情報に関する条項の不同意)(1)乙は、甲が本契約に必要な記載事項(本契約書で甲が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および「個人情報の収集・保有・利用および提供に関する事項」の内容全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることにあります。

**第6条** (お問合せ窓口)個人情報の収集・保有・利用・提供・開示等個人情報に関するお問合せ先は乙のコールセンター(電話番号:0120-850-441)とします。